



危険ドラッグに!

近よんな!

騙されるんな!



いっと  
待て!!



NO! 危険ドラッグ!!

薬物乱用は犯罪です。

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらの両方が科されます。

鹿児島県くらし保健福祉部薬務課  
鹿児島県薬物乱用対策推進地方本部  
鹿児島県薬物乱用防止指導員連合協議会

Point 1

# 薬物乱用とは

医薬品を医療目的からはずれて使ったり、医療目的でない薬物を不正に使ったりすることで、たとえ**1回使用しただけでも乱用**にあたります。

Point 2

# 乱用される薬物



## 覚醒剤

エス、スピード、アイス、シャブなどと呼ばれ、覚醒剤取締法で規制されています。

## 大麻

ハッピー、マリファナ、クサ、チョコなどと呼ばれ、大麻取締法で規制されています。



## MDMA (エムディーエムエー)

エクスタシー、X、バツなどと呼ばれ、麻薬及び向精神薬取締法で規制されています。



## コカイン

コーク、スノウ、クラックなどと呼ばれ、麻薬及び向精神薬取締法で規制されています。



## 危険ドラッグ

ハーブやお香などと使用目的を偽装して販売されており、医薬品医療機器等法で規制されています。

Point 3

# 薬物乱用の最大の怖さ 薬物依存

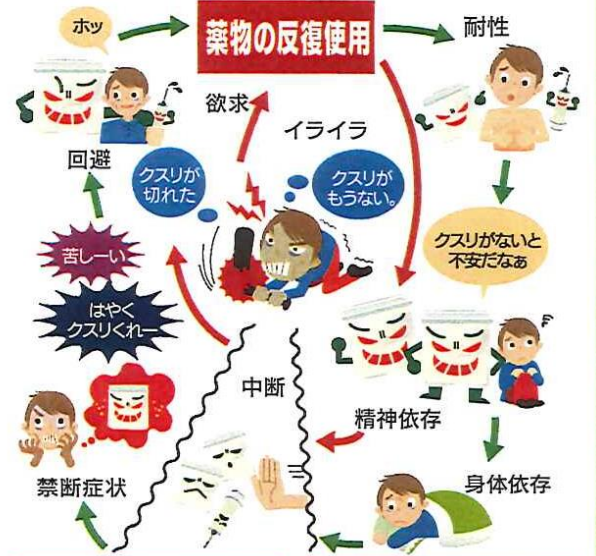
薬物を乱用し、いったん依存になってしまうと、薬物を繰り返し使わずにはいられなくなり(精神依存)、また、薬物が切れた時に生じる手の震えや意識障害などの離脱症状(身体依存)から逃れるために薬物を使わざるを得なくなります。

こうして、**やめたくても自分では薬物をやめることができなくなって**しまいます。



## 薬物から抜け出せない悪循環

## 精神依存と身体依存



**依存** やめようと思っても、また使わずにはいられないこと

**耐性** 使用を繰り返すことで同じ量では効き目が薄れること